NPO法人 人権ネットいいづか啓発事業 講演会 高齢になっても 自分らしく 「老いを生きる」



講師 村瀬 孝生 さん

宅老所「よりあい」代表

と き 2月15日田 13時半~15時15分 (12 時半受付開始)

と こ ろ イイヅカコスモスコモン 中ホール 入場無料 託児(要申し込み)・手話通訳あり 託児の予約は2月10日までに下記問合せ先まで!

講師 村瀬孝生(むらせ たかお) さんは飯塚市出身。社会福祉施設「よりあい」 代表。日々高齢者と向き合い、介護に関わる経験から、誰もがむかえる「老いや 介護しのこと「今を大切に牛きる」ことを話していただきます。

問合せ先 電話・FAX: 0948-24-7582(人権ネットいいづか) 主催: NPO法人 人権ネットいいづか・飯塚市

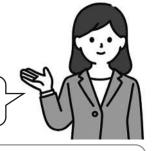
償却資産の申告はお済みですか?

償却資産を申告していただく方は、個人や法人で事業を営んでいる方(農業のほか、駐車場やアパー トなどの賃貸も含む)で、1月1日現在に市内に償却資産を所有している方です。

償却資産の申告書は12月上旬ごろに郵送していますが、申告書が送付されていない場合でも、償却 資産を所有している人は、資産の多少・増減の有無に関わらず、申告が必要ですのでご注意ください。

※償却資産の所有者は、1月1日現在の所有する資産状況を1月31日までに 申告することが義務付けられています。(地方税法383条)

提出期限は過ぎていますが、<u>随時</u>申告は受け付けます。



【償却資産とは】

会社・個人で、工場や商店などを経営されている人・農業を営まれている人がその事業のた めに所有している構造物・機械装置・車両運搬具(自動車税・軽自動車税の対象を除く)・器 具備品等の事業用資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じように固定資産税の課税対象 となります。

一般的には、法人税法又は所得税法の規定による、減価償却の対象となる資産をいいます。